

## 広島県警察本部公告第158号

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によって公告する。

平成29年8月18日

広島県警察本部長 名 和 振 平

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

平成30年度から平成32年度までにおける広島県警察放置車両確認事務委託業務

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

#### (4) 履行場所

広島県広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、呉警察署及び福山東警察署の管轄区域

#### (5) 入札方法等

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。

なお、本件は、低入札価格調査制度事務処理要領(以下「要領」という。)による低入札価格調査制度の対象とする。

#### (6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額(8パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 技術評価等資料及び総合評価に関する事項

#### (1) 技術評価等資料の内容及び各評価項目における評価基準に関する事項

入札説明書及び(別紙)「総合評価一般競争入札落札者決定基準(広島県)」のとおり。

#### (2) 技術評価等資料の提出方法

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の

不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 平成26年広島県告示第503号（平成27年から平成29年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「21N放置車両確認事務」の資格を認定されている者であること。
- (3) 平成17年広島県公安委員会公告第65号（放置車両の確認事務の法人登録申請手続）による法人登録を受けていること。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の9の規定による広島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

### 4 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記3(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (2) 申請期間  
平成29年8月18日（金）から平成29年9月15日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語等  
申請書、決算書及び委任状は日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。  
また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）  
電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

### 5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法  
ア 交付場所

〒730-0011 広島市中区基町1番4号

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室（警察本部別館基町庁舎南館1階）

電話（082）228-0110（内線705-413）

イ 交付期間

平成29年8月18日（金）から平成29年9月15日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成29年9月15日（金）午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成29年9月25日（月）までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

広島市中区基町1番4号

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室（警察本部別館基町庁舎南館1階）

イ 提出期限

平成29年10月20日（金）午後5時

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する入札書及び技術評価等資料は、提出者の商号又は名称

及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年10月23日（月）午後1時30分

イ 場所

広島市中区基町9番42号

広島県庁舎東館13階会議室

6 落札者の決定方法等

(1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が高い場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きの日時及び場所は、該当者に個別に連絡する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) ただし、上記(1)の落札者となるべき評価値の最も高い者の入札額が要領により定められた調査基準価格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）であったときは、落札者を決定せず、当該評価値の最も高い者（以下「低価格入札者」という。）について、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。この場合、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、これらの者のうち、技術評価点が高い者を優先的に、技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を優先的に、また、すべての評価点が高い場合はくじ引きによって、優先的に低入札価格調査又は落札者の決定を行うものとする。

(4) 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く評価値の高い者の順に、前号の調査を実施する。ただし、当該評価値の高い者の入札額が低価格入札でなかった場合は、その者を落札者とする。

(5) 低入札価格調査について

ア 低価格入札者は、自己の費用負担のもとで低入札価格調査に協力しなければならない。

イ 要領第7項第3号（エの場合を除く。）及び第4号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならない。

ウ 低価格入札者は、落札者として契約を締結する場合、自己の費用負担のもとで、要

領第8項第1号に定める業務開始時調査及び第9項第1号に定める業務完了後調査に協力しなければならないこととし、その旨を契約書において約定しなければならない。

エ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合、契約解除の違約金の額を100分の30とすることとし、その旨を契約書において約定しなければならない。

オ 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、要領第11項に定める措置を実施する。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

免除

#### イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者。ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「21N放置車両確認事務」の資格に限る。

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 低入札価格調査を経て契約を締結する者

契約金額の100分の30以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者

免除

### (3) 入札者に求められる義務

上記5(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。入札者は、契約を担当する職員から、入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合及び要領に規定する調査への協力を求められた場合、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

### (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

### (5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒730-0011 広島市中区基町1番4号

広島県警察本部交通部交通指導課駐車管理室（警察本部別館基町庁舎南館1階）

電話（082）228-0110（内線705-413）

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Hiroshima prefecture police left car consignment work

(2) Fulfillment period

From 1 April 2018 to 31 March 2021

(3) Fulfillment place

Specified in the bid explanation form

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 p.m. 15 September 2017

(5) Time-limit for tender

5:00 p.m. 20 October 2017

(6) Contact point for the notice

Parking Control Room, Traffic Instruction Section, Traffic Department,

Hiroshima Prefectural Police Headquarters

1-4, Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City, 730-0011, Japan

TEL 082-228-0110 EXT.705-413

## 総合評価一般競争入札落札者決定基準（広島県）

業務名	平成30年度から平成32年度までにおける広島県警察放置車両確認事務委託業務			
業務場所	広島県広島中央警察署、広島東警察署、広島西警察署、広島南警察署、安佐南警察署、呉警察署及び福山東警察署の管轄区域			
業務概要	各署管轄区域を巡回して放置車両を確認し、当該車両に確認標章を取り付ける事務その他これに付随する事務。			
項目	評価項目	評価基準	配点	
技術評価	利害関係	○業務委託対象区域(以下「委託区域」という。)における当該法人の明らかな利害関係の有無	・委託区域における当該法人の利害関係の程度に応じて基準点から減点	2
	遂行体制	○業務の適確な遂行に必要な運営体制の整備	・委託区域において選任又は選任を予定する統括責任者の業務経験 ・委託区域において選任又は選任を予定する駐車監視員資格者に係る正社員比率に応じて加点	4
	指導・教育体制	○業務知識・遂行能力向上のための指導体制や研修制度等の設置	・既存の研修に関する規程の整備状況 ・最近1か年の研修の実績 ・契約期間中の統括責任者及び駐車監視員に対する予定研修計画に応じて加点	5
	業務監査	○自主検査体制の整備状況	・既存の自主検査に関する規程の整備状況 ・最近1か年の自主検査の実施状況 ・確認事務に係る予定自主検査の方法、計画 ・ISO9001・ISO14001の取得状況に応じて加点	5
	賞罰制度	○報奨・ペナルティ制度	・本業務の趣旨に合う報奨・ペナルティ制度の有無 ・最近1か年の本業務の趣旨に合う報奨・ペナルティ制度の適用状況に応じて加点	3
	社会貢献	○社会貢献・地域貢献活動への取り組み状況	・最近1か年の事業者による社会貢献・地域貢献活動の実績に応じて加点	3
	公共事業実績	○「国及び公共団体との公共事業」の契約状況	・最近3か年の「国及び公共団体との公共事業」の契約の有無・実績に応じて加点	2
	情報管理	○情報漏えい防止体制の整備状況	・既存の情報漏えい防止規程の整備状況 ・情報漏えい防止体制の整備状況 ・最近1か年の情報漏えい防止のための研修の実績 ・プライバシーマーク取得状況に応じて加点	4
	トラブル対応・苦情処理	○現場トラブル・苦情処理への対応	・既存のトラブル対応・苦情処理マニュアルの整備状況 ・最近1か年のトラブル対応・苦情処理研修の実績 ・契約期間中の統括責任者及び駐車監視員に対するトラブル対応、苦情処理の予定研修計画に応じて加点	5
	財務基盤	○財務面の状況	・自己資本比率に応じて加点 ・流動比率 ・自己資本(又は正味財産)の額 ・総資産(又は総資本)の額	7
	組織基盤	○駐車監視員資格者数	・委託区域において選任又は選任を予定する駐車監視員資格者数 ・委託区域において選任又は選任を予定する駐車監視員の確保方策	2
	業務基盤	○類似業務分野における経験	・法人対象屋外型サービス業の業歴・事業規模に応じて加点 ・法人対象屋内型サービス業の業歴・事業規模に応じて加点	3
法令遵守	○コンプライアンスへの取り組み状況	・既存のコンプライアンスに関する規程の整備状況 ・コンプライアンスに関する体制の整備状況 ・コンプライアンスへの取り組み状況に応じて加点 (※法令抵触行為又はその助長行為があれば加点なし。)	5	
政策評価	法令遵守	○社会保険等の加入状況	・加入状況に応じて評価	2
		○業務従事予定者の賃金水準	・最低賃金と業務従事予定者の賃金水準との比較により評価	4
	社会貢献	○女性の登用状況	・登用状況に応じて評価	4
合計			100	
価格評価の配分点			40	
技術評価の配分点			50	
政策評価の配分点			10	
価格評価	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))		0.0	
技術評価	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)		0.0	
政策評価	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)		0.0	
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点		0.0	